

令和8年度埼玉県保育所等虐待防止研修事業に係る 業務委託仕様書

1 事業の目的

保育所等における虐待を未然に防止するため、より良い保育環境を作るための研修を実施することを目的とする。

2 委託内容

(1) 業務内容

- ア 研修日程の設定及び研修会場の確保
- イ 研修講師の選定、確保及び連絡調整
- ウ 研修内容の企画
- エ 研修の開催通知の作成及び保育所等への送付
- オ 保育所等からの受講申込み・取りまとめ
- カ 受講者の決定
- キ 研修当日の運営
- ク 研修受講者名簿の作成、受講状況管理
- ケ その他、研修に関する問い合わせ対応

(2) 実施方法及び回数

年3回以上（原則として対面研修とする。）

(3) 留意事項

- ・ 研修は、受講に最も適した日程、時間帯、会場を提案すること。
- ・ 第1回の研修は、7月末までに実施すること。
- ・ 契約締結後1か月以内に研修の開催スケジュールを提案すること。
- ・ 研修会場は、県内の保育所等職員が参加しやすいように留意し選定すること。
- ・ 研修日時は、保育所等職員が参加しやすいような日時を選定すること。
- ・ 講師は、研修の内容に関する専門的な知識や経験を有し、受講者に対して必要かつ、適切な知識・技能の提供等ができる者を選定すること。
- ・ 研修当日の運営については、会場との事前連絡調整、機器等の準備、会場設営、受付、司会進行、講師対応、片付け等、研修を運営するための業務すべてを行うこと。
- ・ 研修受講料は徴収しないこと。
- ・ 災害や感染症拡大等を防ぐため、県から中止又は延期の指示があった場合は速やかに対応すること。
- ・ 講師が作成した資料を使う場合は、受託者が内容について誤りはないか、最新データ等を使用しているか、出典を明記しているかなど教材として適当なものか確認すること。

(4) 個人情報の取扱い

- ・ 本業務は、個人情報を多く取り扱うため、委託業務の履行に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを慎重かつ適切に行わなければならない。
- ・ 委託業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- ・ 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じなければならない。受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として個人情報保護法の適用を受けるものとする。
- ・ 委託業務の履行に当たり、個人情報が記録された資料等の複製、持ち出し、送信その他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為をしてはならない。ただし、あらかじめ埼玉県承諾を得た場合は、この限りではない。